

令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」結果について

初等中等教育局 児童生徒課

はじめに

文部科学省では、児童生徒の問題行動や不登校等の生徒指導上の諸課題について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における取組のより一層の充実に資するとともに、今後の施策の参考とするため、毎年度本調査を実施している。

令和5年度における調査結果は、令和6年10月31日に公表した。

なお、本調査における調査項目・対象は、**資料1**のとおりである。

資料1 調査項目・対象

- 1) 暴力行為： 国公立小・中・高等学校
- 2) いじめ： 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 3) 小・中学校の長期欠席（不登校等）： 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 4) 高等学校の長期欠席（不登校等）： 国公立高等学校
- 5) 高等学校中途退学等： 国公立高等学校
- 6) 自殺： 国公立小・中・高等学校
- 7) 出席停止： 市町村教育委員会
- 8) 教育相談： 都道府県・市町村教育委員会

調査結果の概要

(1) 暴力行為

本調査において「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外としている。なお、本調査においては、当該行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、警察への被害届の有無などにかかわらず、資料2に記載のあるような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを暴力行為として扱っている。

資料2 暴力行為の例

- 「対教師暴力」の例
 - ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
 - ・ 教師の胸倉をつかんだ。
 - ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた。
 - ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた。
 - ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った。
 - ・ その他、教職員に暴行を加えた。
- 「生徒間暴力」の例
 - ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。

- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた。
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた。
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた。

○「対人暴力」の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- ・ 偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
- ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた。
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く。）に対して暴行を加えた。

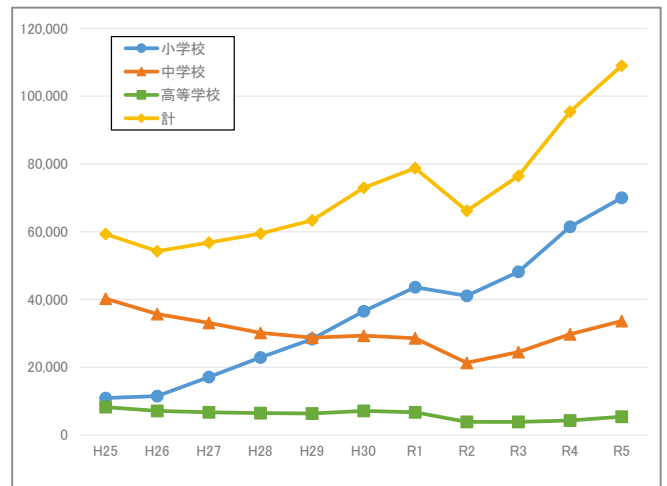
○「器物損壊」の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った。
- ・ トイレのドアを故意に壊した。
- ・ 補修を要する落書きをした。
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した。
- ・ 他人の私物を故意に壊した。
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した。

令和5年度における国公私立の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は108,987件であり、令和4年度調査の95,426件から13,561件（14.2%）増加している。児童生徒1,000人当たりの発生件数は8.7件（前年度7.5件）となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度は一旦減少したが、その後3年連続増加し、過去最多となった。（図1参照）。

図1 暴力行為発生件数の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

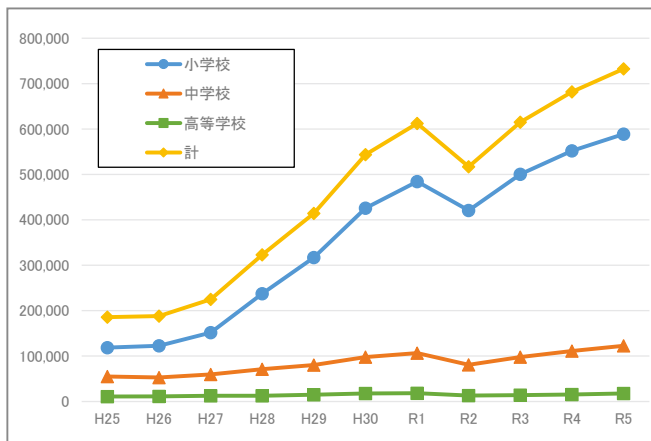
(2) いじめ

本調査において「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこととしている。

令和5年度における小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は732,568件であり、令和4年度調査の681,948件から50,620件（7.4%）増加している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は57.9件（前年度53.3件）となっている。認知件数は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に一旦減少したが、その後3年連続増加し、過去最多となった。（図2参照）。

図2 いじめの認知件数の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

いじめを認知した学校は30,213校だった。学校総数に対する割合は83.6%であり、前回調査の82.1%から1.5ポイント増加した。

文部科学省としては、いじめの認知件数について、認知件数の増加は、学校において初期段階のものも含めていじめを積極的に認知し、その解消に向けて取り組んでいる結果と考えて、肯定的に捉えてきた。令和5年度は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめについての積極的な認知などで、いじめの認知件数が増加したと考えられる。

年度末時点でのいじめの解消状況については、567,710件（77.5%）となっており、初期段階にいじめを認知し早期対応を行ったことや、学校いじめ対策組織等による組織的な対応を行った結果、いじめが一定数解消できていると考えられる一方、SNS上のいじめなどの見えづらく解消が確認しにくい事案の増加や、安易にいじめを解消したとせず丁寧に取り組んでいる傾向も考えられる。

<ネットいじめについて>

今回調査においてパソコンや携帯電話等を使ったいじめの件数は24,678件で、前年度から758件増加し、過去最多を更新している。

SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにく

く、匿名性が高いなどの性質を有するため、学校が認知しきれていない可能性がある。

また、GIGAスクール構想が進展する中、1人1台端末等を使ったいじめが発生する可能性があることにも留意が必要であり、端末の活用におけるルールを明確にし、児童生徒との間で共通理解を図り、教師が児童生徒の書き込みを確認できる設定にするなど、安全かつ効果的に端末を活用できるようにすることが重要である。

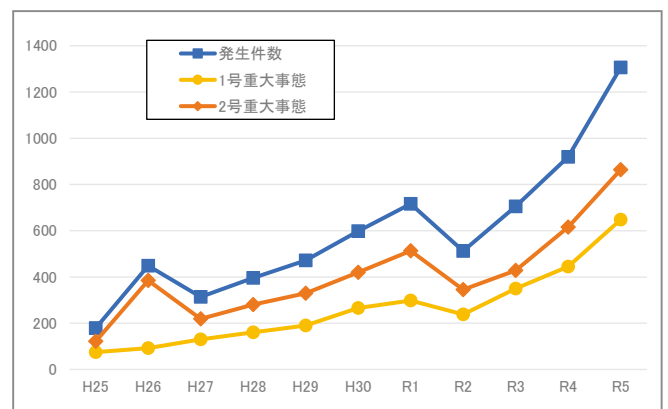
なお、いずれの態様のいじめについても、学校として組織的に対処する必要があることは言うまでもなく、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係などの構築等に努め、いじめを訴えやすい体制を整えることが必要であるほか、学校における情報モラル教育のより一層の充実を図るために、文部科学省で作成している教材や資料等を参照することが必要である。

<いじめの重大事態について>

法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は1,306件と、前回調査の919件から387件増加している。

いじめによって児童生徒の生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑いがある事案（法第28条第1項第1号に該当）が648件（前回調査445件）、いじめによって児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事案（同第2号に該当）が864件（前回調査616件）に、それぞれ増加しており引き続き憂慮すべき状況である（図3参照）。

図3 いじめ重大事態の件数推移



近年、重大事態の発生件数は増加傾向であり、依然として法、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））（以下「基本的方針」という）、令和6年8月に改訂を行ったいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）等に沿った対応ができていなかったために児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況を踏まえ、重大事態の対処に当たっては、法の定義に基づきいじめの認知と組織的対応や、ガイドラインに沿った円滑かつ適切な重大事態調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った適切な対応を行うことが必要である。併せて、重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめた「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を活用することが求められる。

また、重大事態は、いじめの問題に適切に対応することで、限りなく件数を0に近づけるべきである一方、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。基本的方針やガイドラインに基づき、児童生徒や保護者から申立てがあったときは、申立てに係るいじめが起これ得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

今回の調査によると、重大な被害を把握する以前にいじめとして認知していたものは、1,306件のうち816件にとどまっており、改めて、いじめの未然防止、積極的な認知、早期発見・早期対応、継続的な見守り等の基本的な取組を着実に実施することが必要である。

(3) 長期欠席

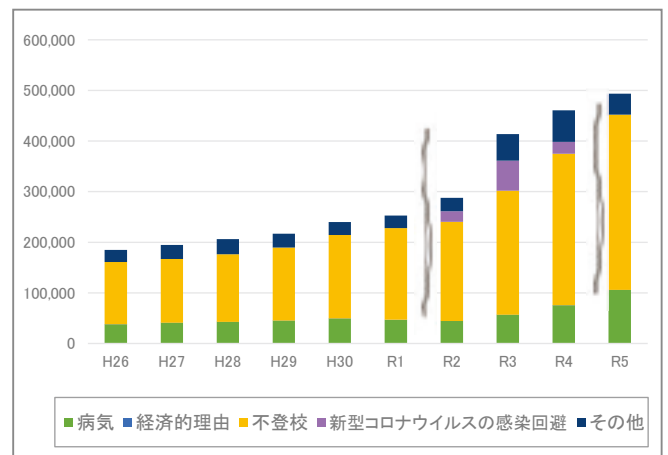
長期欠席の調査については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度調査から令和4年度調査までは児童・生徒指導要録の「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計日数により、年度間に30日以上登校しなかった児童生徒を長期欠席として調

査したが、令和5年度調査は、従来通り、年度間に児童・生徒指導要録における「欠席日数」が30日以上の子児童生徒を長期欠席として調査した。なお、「出欠の記録」の「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数に含めることとしている。

また、感染回避を目的として登校しない・保護者が登校させないといった事象は、主に新型コロナウイルス感染症流行期の状況に特有のものであると考えられるため、欠席理由の区分として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4区分に加えて、「新型コロナウイルスの感染回避」欄を令和2年度から令和4年度まで設けていたが、令和5年度調査からは従来の4区分で調査を行った。

(図4参照)。

図4 小・中学校における長期欠席者数の推移



(4) 小・中学校における不登校

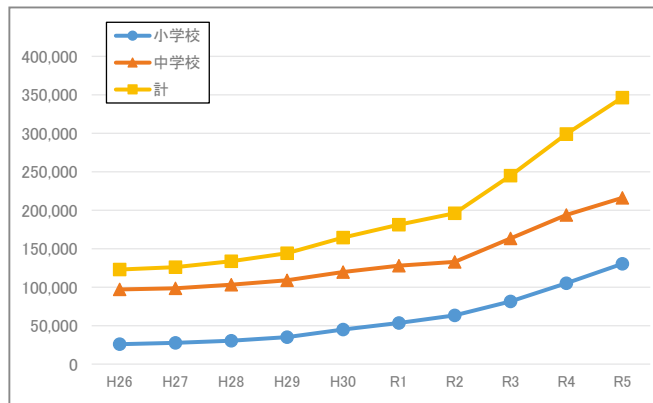
本調査において「不登校児童生徒」とは、年度間に30日以上登校しなかった長期欠席児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由によるものを除く）をいう。

令和5年度間の国公立の小・中学校における不登校児童生徒数は346,482人であり、令和4年度調査における299,048人から47,434人（15.9%）増加し

ている。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は3.7%（前年度3.2%）となった（図5参照）。

小・中学校いずれも増加しており、11年連続で増加し過去最多となっている。また、約55%の不登校児童生徒が90日以上長期に及び欠席している。

図5 小・中学校における不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒が増加している背景には、休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透等による保護者の学校に対する意識の変化、コロナ禍の影響による登校意欲の低下、特別な配慮を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な指導や必要な支援に課題があったことなどが考えられる。

不登校児童生徒の支援に当たっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく基本指針（「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文部科学省））や不登校によって学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指す、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（令和5年3月31日）等に基づき、チーム学校による魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズを早期発見するため、スクリーニングや適切な支援につなげていくための方策を組織的・計画的に実施する必要がある。また、不登校児童生徒の多様な教育機会確保のため、学校内外の教育支援センターの機能強化や学びの多様化学校の設置促

進、民間団体等との連携による支援を実施するほか、ICTの活用も含めたSC・SSW、関係機関との連携による教育相談支援体制を充実するなど、個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進することが重要である。

(5) 高等学校における中途退学

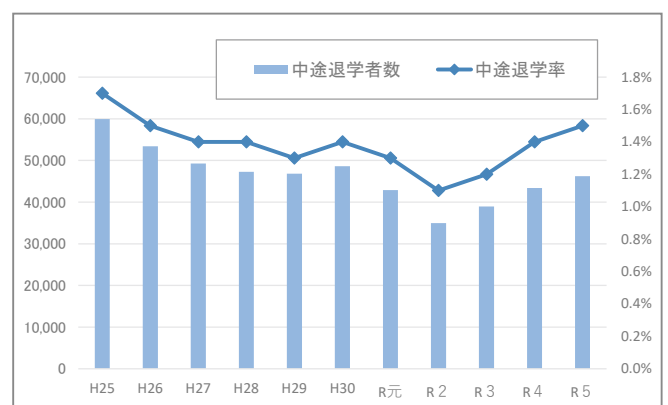
本調査において「中途退学」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及びいわゆる「飛び入学」により大学に進学した者は含まない。

令和5年度間の国公私立の高等学校における中途退学者数は46,238人であり、令和4年度調査の43,401人から2,837人（6.5%）増加した。中途退学率（在籍者数に対する中途退学者数の割合）は1.5%（前年度1.4%）となっている。

中途退学は平成25年度以降減少傾向にあったが、令和2年度を境に増加している（図6参照）。

中途退学の理由としては、多い順に、「進路変更」が19,087人（中途退学者のうち41.3%）、「学校生活・学業不適応」が15,804人（同34.2%）、「学業不振」が3,124人（同6.8%）等となっている。

図6 高等学校における中途退学者数の推移



(6) 自殺

本調査においては、令和5年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等との関係機関とも連携し、学校が把握できた情報を基に自殺であ

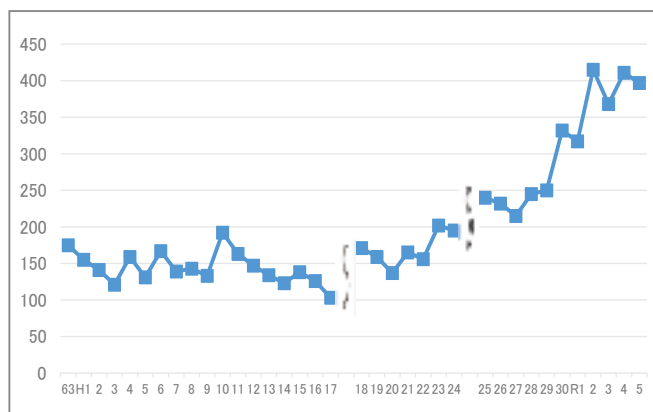
ると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて件数を把握している。

国公立の小・中・高等学校から報告のあった、令和5年度において自殺した児童生徒数は397人であった。令和4年度調査の411人から14人減少したが、児童生徒の自殺が後を絶たないことは極めて憂慮すべき状況である（図7参照）。

内訳は小学校11人（前回調査19人）、中学校126人（前回調査123人）、高等学校260人（前回調査269人）となっている。

自殺した児童生徒が置かれていた状況として「いじめの問題」があったとされる児童生徒は7人（前回調査5人）であった。

図7 自殺した児童生徒数の推移



啓発資料の作成や自殺リスクの早期発見・早期対応等に努めることとしている。

また、不登校、いじめ、自殺に共通する対策として、児童生徒を取り巻く様々な課題に対応するため、SC・SSWの配置充実等の取り組みを進める。こども家庭庁とも連携した取組みを図っているところであり、地域における

- ・ 地域における不登校のこどもへの切れ目のない支援
- ・ 「いじめ調査アドバイザー」による第三者性の確保等を行う。

いじめ、不登校、暴力行為その他の生徒指導上の諸課題への対応に当たっては、校長を中心に学校が組織的に行うことが重要であり、事案に応じて設置者（教育委員会等）への報告及びその指示に基づく対応が求められる。

その際、児童生徒の問題行動や不登校等の背景には、家庭環境など様々な要因の影響も考えられるため、事案に応じて、SC・SSW等を活用するとともに、警察、児童相談所、法務局又は地方法務局、人権擁護委員、福祉・医療等の関係機関との連携を積極的に図ることも必要である。

今回の調査結果からは、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、日常の生活が戻っていく中で、子供たちが様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていたりする状況がうかがえる。子供たちを巡る環境が変化する中で、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性があること、子供たちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要がある、引き続き周囲の大人が子供たちのSOSの早期発見に努め、組織的対応を行い、外部の関係機関等に繋げて対処していくことが重要である。